

〈研究論文〉

「女」「男」二属二分規範下相互感情の集合的変容 —第1次世界大戦期西欧参戦諸国と第2次世界大戦前日本と における国民国家心身動員体制の比較を通して—

瀧 章 次

【要旨】

西欧に始まる長期的社会構造変動としての資本主義の歴史の中で、近代国民国家間競争の一掃たる第一次世界大戦において、西欧参戦諸国が一般国民の心身を動員し消尽する過程で、「女」「男」二属二分規範下各属成員対関係における相互感情、行動様式は変質したとの見地に立つとき、後発国として西欧近代に軍事的、技術的に追隨してきた日本においても、その一般国民心身動員体制に、第二次世界大戦前期、当該西欧的変質の諸要件を満たす指標を確認することができる。キリスト教倫理は国教的機能を以てかの西欧的変質に加担したとされるが、日本にあっては、抵抗的要素として一定機能したことを確認し得、拠って、同倫理は日本的内発性において、資本主義が齎す人類自壊傾向緩和に寄与する可能性を遺す。

キーワード：「女」「男」二属二分規範、集合的感情史、愛、第1次世界大戦

1. はじめに

人類社会長期社会構造変動について、狩猟・採集、農業、工業への変動等、巨視的に考察されて来ている。21世紀前半地球規模の人类的課題の解決にとって、過去の社会構造変動を顧みることは同時代の思考・行動枠組みを相対化することにより、将来の道標を探る契機ともなる。地球規模の人类的課題が、個人の思考・行動枠組みの主体的変革を必要とする限り、その集合知には、個人の行動を強制的に規制するのではなく、個人の感情的基盤からの参与を醸成することも必要と考える。

以上の関心の下、本稿では、第1次世界大戦（以下「WWI」）期西欧参戦諸国において生じたとされる集合的な感情変容に焦点を当て、その構成要件を基に、集合的感情変容の西欧型類型が齎す世界的影響について、その派生・波及状況を地域的に比較考察することを通して、地球規模の長期構造的な社会変動の基底にある思考・行動枠組みの変容を探ることを試みたい。

具体的には、当該派生・波及候補領域としては、試みの一つとして、西欧的近代化伝播過

程における後発国のうち、日本に地域を絞る。また、上記比較考察上の参照軸としては、WWI 期西欧参戦諸国、国民国家統治機構による一般国民心身動員体制と相關する集合的感情変容に関わる先行分析の所見を参照する。

以上の構成に従い、本論においては、第一に、WWI 期西欧的集合的感情変容諸要因を参照軸に、日本の近代化過程における近代化諸要因との間で、その類同性を検討する（第 2 節）。その上で、日本における内発的作因として、非キリスト教国に移入されたキリスト教が齎す感情変容に着目し、西欧的集合的感情変容諸作因との相互作用とを検討し、集合的感情変容の日本的ともいふべき要素を探り（第 3 節）、結びとして、人類自壊傾向における、その歴史的可能性を展望する（第 4 節）。

2. WWI 期西欧参戦諸国における「女」「男」二属二分規範下各属成員対関係相互感情変容の諸要因と後発国日本におけるその同同性

2.1. WWI 期西欧参戦諸国における「女」「男」二属二分規範下各属成員対関係相互感情変容の諸要因

2.1.1. ハヴロック・エリス（1919）『相克の哲学並びにそのほかの戦時下の論考』

ハヴロック・エリスは、ジグムント・フロイトと共に、「女」「男」二属二分規範（以下「二分属規範」）が人間を支配する様相を分析することに従事し、従来の歴史的文化的社会分析領域を、無意識に隠蔽・検閲される領域にまで拡張する方法を提示し、実践した。WWI 直後、二分属規範があらゆる思考・行動において意識化させられる状況が現出しつつあることを示す一連の論考を供した。¹

エリスは二分属規範自律自存性を先行前提として、戦争がなくなる限り、戦期心理的狂騒状況下、「男」属成員兵士は、間戦闘時心身緊張弛緩時に、「二分属規範」対関係利己主義的、衝動的、衝動的欲求充足行動に誘因されると論ずる。² さらに、戦争遂行体制付随戦闘地制度として、「男」属成員当該欲求充足に応ずる「女」属集団動員体制も、古代から連綿と続くと論じ、この動員体制において、「男」属成員行動協応狂騒的心理、不特定対関係拡大傾向が「女」属成員にも随伴するとする。³

また関連戦中戦後問題として、「婚姻制度」外部産子増加問題も、WWI 中から社会的認知、認容が高まり、「女」属労働市場動員と共に、不可逆的趨勢と見る。⁴

2.1.2. マグヌス・ヒルシュフェルト編（1930）『世界戦争風俗史』（*Sittengeschichte des Weltkrieges*）

マグヌス・ヒルシュフェルトもまた、フロイト、エリスと共に、二分属規範下人間社会

分析に貢献した。

ヒルシュフェルト編(1930)は、⁵19世紀資本主義発展の帰結として WWI を捉えた上で、同時代の二分属規範下対関係相互合一形態希求事象 (Erotik) を文学、図像等多様な資料に基づいて多面的に考察する。

通常「検閲」が働く諸相を学的考察に披く所に同著の貢献が存すると考えるが、なお、本稿に関わる大要に絞れば、ヒルシュフェルトは、道徳 (Moral)、法・正義 (Recht) の基盤として、利益共有社会組織内成員間で相互に共同・牽制して繰り返し習慣化されていく集合的行為 (Sitte) について、ヒルシュフェルト自身、自律・自存的に見なす故に「本能」とする二分属規範下対関係利己主義的接触・結合欲求充足行動を中心に、同じく「本能」とする利己主義的自己保存欲求と共に、WWI 前後に亘るその変化を考察する。⁶

ヒルシュフェルトは、WWI 塹壕戦にあつて、西欧参戦諸国は、一般国民を兵士として動員して、その心身を戦闘に動員する過程において、公式的形式的道徳的教化にも拘らず、実質、キリスト教道徳、19世紀初頭以来のブルジョワの道徳による文化的「欺瞞」が剥ぎ取られ、二分属規範下対関係相互感情は、両属成員において大きく変化し、不可逆的に進むとする。⁷

ヒルシュフェルトは、また、この過程は、フロイトの「退行」概念に依拠して、獣化 (Verrohung) と規定する。内実は、長期塹壕戦戦闘持続的動員のため、参戦諸国が、先ずは戦地において、一般国民「男」属兵士において、文化によって抑圧されてきた「原始的本能」としての殺傷・暴力衝動と、それと共属関係にある二属二分下利己主義的身体的侵犯衝動とを賦活することが、軍管理「性労働」売買施設、道徳意識解除誘因飲酒提供をもって組織化され、⁸ 同時に、後背地故国銃後体制において、「女」属成員にまで、旧来の対関係感情が変質するとする。⁹

獣化 (Verrohung) の具体的顕現として、ヒルシュフェルトは、さらに、戦中、戦後に波及する非人道的残忍性をも詳らかにすると共に、¹⁰ 随伴的長期的類的自壊問題として、前線、占領地域、銃後市民生活における「性感染症」猖獗が参戦諸国に生起することを示す。¹¹

2.2. 大英帝国公式文書に見る被統治民心身動員体制の実態

エリス、ヒルシュフェルトにとって「本能」と認識される「女」「男」二属二分下対関係ならびにその相互感情の WWI 期における変容について、当時の大英帝国文書においても追認できる。

2.2.1. 大英帝国陸海軍における WWI 前における「性感染症」猖獗

二分属規範下陸戦戦闘形態に動員された「男」属成員兵士に「性感染症 (Venereal Diseases)」が蔓延する事例は、相当数歴史的報告がある。

英国では、1864年7月末に、3年間時限付き「性感染症」予防法(「海軍、陸軍不特定兵

頓地における伝染病予防のための法律」(An Act for the Prevention of Contagious Diseases at Certain Naval and Military Stations) が成立する。¹²

二分属規範下、陸海軍兵士を暗黙裡「男」成員と前提し、軍隊外一般国民中「女」属成員(‘Woman’)のみに、国家が、当該感染有無を検査し、結果により、その身体を拘束し隔離することを可能とする法律である(14条)。身体の自由剥奪を「女」属成員にのみ適用し、国家命令に反する者を取り締まる(17条)。法吏、警吏、医師もまた国家に動員され関与を強制される。

商取引的には、「性労働」を暗黙裡容認し、「売主」(‘prostitute’)「女」属成員とその「労働商品」売買管理者に課せられる法である(18条)。しかしその「売買行為」とは、心身相行為における参与提供という労働商品に関わり、買主の相互的参与がなければ、売買だけでなく、商品の消費も成り立たないものであり、それゆえ、相互参与が無ければ買主による利己主義的心身侵犯である。「商品化」を通して、利己主義的心身侵犯可能性を隠蔽する疑似「相互参与性」による偽装の下にある「労働商品」には、二分属規範下、社会的に捏造された欲求形態を自存化せしめる欺瞞とその共犯関係とが内含されているにもかかわらず、同法は、「労働商品」消費に関して商品不良の原因を売主に課して、国家管理下に置くものとなっている。

なお1886年にはその効果と不良原因帰属の不当性が疑われ廃止となる。しかし、心身相行為参与を合一意志の理念から切り離し、単なる消費可能「商品」としての「労働」に卑小化することの非倫理性は不問とされ放任される結果、軍隊において、「性感染症」蔓延が止まらないことは、1890年代の報告でも窺える。¹³

2.2.2. WWIにおける非職業軍人戦闘員動員実態

WWIにおける戦闘によって生命を失ったものは、The War Office(1922)によれば、90,8371人であり、Officersが46,307人、それ以外の兵士が、861,668人とする統計が公式にあり、95%はOfficerではない兵士である。¹⁴

このような統計の評価について、国民国家防衛義務を是認する一部当事者の意識を貶せず、一国民国家内でその動員に用いられたイデオロギーと同化した視点から動員を正当化、神聖化する見方を選択せず、近代的国民国家制度統治機構による一般市民の心身動員体制を評価する視点に立つならば、戦争の統計数値は、戦争に由因する多大なる死傷者のうちの兵士死者数に過ぎないと言えるし、統治機構によって動員された兵士は遙にそれを超える数となる。「志願兵」について、先の統計によれば、大ブリテン島とアイルランドに限っても、戦争勃発時、1914年7月時全人口、46,331,548人中、4,970,902人が、割合でいえば凡そ、10.7%の国民が「戦争」に動員されたことになる。¹⁵

2.2.3. 国家的軍事的動員体制の齎す「性感染症」猖獗による自壊

性感染症と戦う国民会議（National Council for Combating Venereal Diseases）は、1913年に設立された機構で、大英帝国の軍事力、経済力を維持するべく性感染症問題解決のために設立された政府組織である。WWI中、同会議は、報告書を発行し、その要約版末尾の結論群では、倫理的問題に対して局外者の立場をとり、¹⁶ 同会議要務は疫学的状況判断、「性感染症」の実態と治療法（施薬による状態変化報告）を提示するに留まるとするにもかかわらず、進行する病状への恐怖意識を煽る文飾と共に、temperance「克己」なる徳目を要請し、拗って間接的に自主規制を要請する。同会議は、このことにおいて、倫理的判断に関与していると言わざるを得ない。¹⁷

さらに、同国民会議は、戦争がある限り、感染抑止策、治療策を実施しても、その効果は低いと主張する。¹⁸ また、性感染症蔓延状態について、現前する事実であり、戦後も進捗すると予想されるという認識に立って、緊急の行動を要するとし、ここにおいて政策判断にも関与していることになる。¹⁹

そして、同国民会議は、「性感染症」が陸海軍という軍隊内部に留まることなく、市民社会にも広がるという懸念をも表明する。

この国民会議報告の国民国家統治機構存続上の防疫的態度には、実態的には個々の社会構成員、軍隊構成員の倫理が問題であるにもかかわらず、その問題、とりわけ二分属規範規範下「感情・欲求」形成という問題には、非関与という「科学的」態度を装い、自らの倫理的関与の責任を回避するふしがある。²⁰ すなわち、戦争遂行が「性感染症」蔓延を導く事態に対する集団的関与における社会的、倫理的責任を問うことなく、思考停止し、現状を追認する態度である。この国民国家統治機構の国民とも結託した倫理的責任回避は、英国議会審議からも窺われる。²¹

2.3. WWI期西欧参戦国二分属規範下対関係相互感情変容を構成する諸表徴の後発国日本国民動員体制における参照可能性

2.3.1. 国家的市場競争、資源獲得志向の軍事政策

徳川政権を軍事的に転覆して19世紀資本主義国に追隨して近代国民国家の形成を模索した革命軍事政権においては、周辺諸国に対するその軍事的統略思想はその「国防」計画・構想に辿ることが可能である。²²

2.3.2. 一般国民の軍事的動員体制

WWI西欧参戦国に見られる一般国民の動員体制、とりわけ、二分属規範下「男」属成年男子の動員体制も、第2次世界大戦（以下「WWII」）敗戦に至るまで、日本の革命軍事政権、その後の立憲君主制において、徴兵制、²³ 並びに、教育制度²⁴を通して、一貫して辿る

ことが可能である。具体的には、徴兵検査における全壮丁数を見ると、1901年から1923年において40万人規模から50万人を超える規模に拡大していく傾向にあり、当時の初等教育に留まる尋常小学校出壮丁数は常に40%前後である。²⁵

また兵力は、日露戦争当時、1904-1905年、陸海軍合計で、平時、17万、召集数、43万（死傷者20万、戦死者約4万5千）であったとする統計がある。²⁶

陸軍兵力は、1880年前後、軍人、軍属併せて4万人規模であったものがその後10万人規模に拡大して行く。²⁷ また、1920年代の陸軍平時戦力は、22万人規模²⁸であったとする統計がある。

2.3.3. 一般兵士心身動員体制

2.3.3.1. 軍紀

WWI 西欧参戦国兵士心身動員体制は、WWII 前の日本における軍紀と比較参照することが可能である。²⁹ 日本は、ハーグ陸戦条約調印国であったにもかかわらず、厳しい軍紀の結果による軍紀素乱の多発に関する報告がなされている。³⁰

2.3.3.2. 持続的心身戦闘動員のための道徳解除—間戦闘期心身緊張弛緩としての飲酒提供並びに性労働売買

WWI 西欧参戦国長期塹壕戦が齎した集団的心態、「死」、「殺人」に対する無感情の生成要因は同等ではないにせよ、近代戦闘形態においては、欧米軍事技術を移植した日本においても相違ないと推定できる。19世紀中葉、戦争死傷者における銃創、砲弾創、爆撃創は、併せて95%を超えており、白兵戦創はその残りの一部であると報告されている。³¹ 日本において、日清戦争、北新事変、日露戦争でも、銃創、砲弾創、爆撃創だけで98%に近く、「敵」攻撃力無力化の主たる手段は「白兵創」を負わせることではなくなっている。³² 欧州塹壕戦と比較して、実際に期間は短くとも欧州塹壕戦同様の戦闘様態は戦史から知り得る。³³ 同質の戦闘形態における一般国民の軍事的心身動員体制における持続的心身戦闘態勢のための道徳規範解除における相同性は、性暴力、残虐行為等において、参照できる。³⁴

2.3.3.2.1. 戦地における飲酒提供による道徳規範解除

国家総動員体制情報統制下、日本の新聞報道には、銃後の大衆情報操作戦略から考えて、当時の情報授受両当事者の共軛的集団的社会観念として、飲酒による戦地道徳規範解除の効用があったと考えられる事例がある。³⁵

2.3.3.2.2. 二分属規範下感情操作による間戦闘期緊張弛緩策

同様に共軛的集団的社会観念として、二分属規範下感情操作による間戦闘期緊張弛緩策

があったと考えられる事例がある。³⁶

また付随する記事には、日本軍進駐先、現地「女」属成員表象について「男」属読者誘引的表現が列挙されている。³⁷

また、「性労働」売買についても、軍管理関係文書記録ほか報告がある。³⁸

2.3.4. 軍隊における性感染症猖獗

近代戦争における戦闘形態の類同性から、一般国民軍事的心身動員体制と性感染症猖獗との相関は否定し難い。

2.3.4.1. 徴兵検査における性感染症罹患者数統計

1927年「徴兵検査ニ現レタル壮丁花柳病患者」によれば、徴兵検査対象全壮丁に対する性感染症患者数の割合（千分比）は、1922年、17.46から、1927年、11.93に低下している。³⁹同調査編者解説によれば、1928年9月1日施行「花柳病予防法」により、減少傾向はあるが、劇的ではないという。⁴⁰特に、1927年の「府県別」区分において（全検査数は586,469）、1000分比で最低が山形県の2.69に対して、東京府、16.82で、軍駐留地、「樺太」、21.72、「台湾」、21.58、「朝鮮」、25.49、「関東州」、22.84である。

2.3.4.2. 陸軍兵士性感染症罹患者数統計

「陸軍下士兵花柳病患者数(内地部隊)」によれば、「梅毒」、「淋病」、「軟性下疳」の合計実数は、1926年、約5000人であったところ、1934年には2千人を下回るまでに至ることが示されている。⁴¹15年戦争遂行軍部における軍事的関心事としての「性感染症」、兵士家族婚姻関係外対関係の社会的形成が示唆されている。

2.3.5. 銃後市民生活二分属規範下集团的相互感情変容に関する相関的諸要因

2.3.5.1. 一般国民生活における性感染症蔓延

2.3.5.1.1. 性感染症病院広告件数の推移

『朝日新聞』検索「聞く蔵II」によると「花柳病」病院広告件数は1898年から1908年までは、年間100件以下に留まる一方、1909年以降1927年「花柳病予防法」制定まで、年間100件を超える。

2.3.5.1.2. 日露戦争後「梅毒」死亡者数

「梅毒」死亡件数は、1904-1906年、8千人台、1907-1908年、9千人台から、1909-1918年、約1万人と、戦中戦後国民生活における性感染症拡大との相関を一定読み取り得る。⁴²

2.3.5.1.3. WWI 西欧参戦国性感染症猖獗に関する報告

戦争と「性感染症」の問題は、英国のみならずドイツにも同様の事態が生起していたことは日本においても報告されており、⁴³ 欧米における性労働売主を管理する施策を日本も「花柳病予防法」として 1927 年に制定するに至る。

2.3.5.1.4. 一般国民動員体制を支える婚姻制度

2.3.5.1.4.1. 二分属規範下「男」属長子権限集中親族支配制

大日本帝国憲法下民法（旧民法）においては、⁴⁴ 重婚も禁ぜられ（766 条）、当事者意志も条件とされていた（778 条 1）けれども、刑法姦通罪は妻帯男子には課せられていなかった。⁴⁵ この不平等主義は、「婚姻」における「女」属成員の法律的、経済的「男」属への隷属に由来するものと同制度下非難を喚起するものであった。⁴⁶

旧民法二分属規範下「男」属長子権限集中親族支配制度において、「婚姻」は当事者の自由においてなし得るものではなく、「男」「満三十年」、「女」「満二十五年」までは親族の意向に制約された（旧民法 772 条）。

また、「婚姻」外「女」「男」二属各属成員対関係による産子は法的に区別され、届け出を通して子の生涯において差別の固定化がなされる制度であった（旧民法 820 条-836 条）。⁴⁷ この社会的抑圧のしわ寄せは弱者において産子無届や無戸籍をも齎していた。⁴⁸

社会的差別固定化下、当事者の苦痛は、すでに総力戦下においてさえ表出されているが、⁴⁹ 敗戦までその制度は総力戦遂行の一部として存続した。敗戦以前、戸主制度の弊害は知られてはいたけれども、国民自ら変える主体性を有していなかったことは、WWII 後憲法施行が決まった国会での暫定的民法論議からも窺い知れ、旧「婚姻」制度下保護を受けない対関係が広く行われていたことも知られる。⁵⁰ またこの「婚姻」制度を支えていた当事者が、新制度を「一夫一婦」制と捉え、旧制度を、暗黙裡に「男」属「家」経営主体による「一夫多妻」を容認するものとして集団的に理解され通念として形成されていたことも窺える。⁵¹

2.3.5.1.4.2. 「婚姻」制度を通じた二分属規範下不定対関係拡大傾向

「婚姻」制度二分属規範下「男」属中心、産子並びに財の移譲独占形態は、「婚姻」を通じて「男」属経営家計を保守する社会機能を有したにせよ、制度外対関係存立を塞ぐことなく、むしろ「婚姻」制度内当事者の制度外対関係拡大に寄与したと推定される。⁵² 例えば、1904 年、地方都市宇都宮市産子統計では、「婚姻」制度保護下、983 件に対して、保護外、129 件で、7.6:1 の比で、「婚姻」制度外対関係が存立し、また、刑法姦通罪の規範を考慮すれば、「婚姻」制度と共軌的に、婚姻制度外に置かれた「女」属成員が存在したことが推定される。⁵³

また、1909 年、社会的差別としての旧民法正規婚姻関係外出生登録者の全数 (1,693,850)

に対する割合は約9%。⁵⁴ 1917年の同割合は、同じく約9%である。

「婚姻」制度は、法的に人間個人間の自由を制約して、婚姻制度を通じて二属成員対関係を法的に差別し産子をも社会的に差別した。産子の親関係について「男」属親が届けない場合は、「女」属親が届けを行い、その社会的差別を負うか、さもなければ産子は「棄児」とされた。

2.3.5.1.4.3. 「婚姻」制度が生み出す生命軽視

旧婚姻制度下においては、結果として、婚姻外性労働売買を通じた産子は生を享けると同時に、名前すら与えられぬ間に生存をはく奪される人為的事案が少なからず生じたと推知し得る。⁵⁵

1927年時、漁村では正規の婚姻を結ばない対関係が通常であるとの報告もあるけれども、⁵⁶ その一方、婚姻制度の法律的保護の外に置かれた者のうち社会的に生業が不十分な場合に、当時の出産事情における乳児死亡状況を考慮しても、生存が脅かされている状況が示されている。例えば、愛知県一宮市における1927年乳児死亡統計では当時の婚姻制正規保護下出産100件あたり死亡件数が15%であるのに対して、保護外においては、19%である。⁵⁷ 同様の1936年調査では、石川県で、保護下、16%、保護外、26%、長野県で、保護下、9%、保護外、22%である。⁵⁸ また、1900年から1909年について、出生登録数全体に対する正規婚姻外出生登録数は約1割で、出生登録数全体に対する死産の割合は、9%強であるのに対して、正規婚姻外出生登録数全体に対する死産の割合は、約2割となっている。⁵⁹

また同婚姻制度に守られた性労働売買主、「男」属成員の無反省的生命軽視に内含される生命商品化思考にも留目しなければならない。⁶⁰

2.3.5.1.5. 一般国民心身動員思想

2.3.5.1.5.1. 民族優生保護法案（1938）

単なる身体動員を越えて、生殖にまで国家主義的動員を進める立法化の試みが総力戦下なされている。⁶¹ 植物、家畜の生殖管理、制御は技術発展史上確立されているから、人間への応用につき理論的構想を止めることはできないけれども、人間が人間を手段として用いることをいかなる目的であれ正当化することは、集団的自壊を招くことに他ならない。合一形態を物質的消尽に具象化する愚である。⁶²

2.3.5.1.5.2. 45帝衆「花柳病予防法制定に関する建議案」（1922）

1922年3月13日45帝衆「花柳病予防法制定に関する建議案」の議事によれば、議員たる医師も政府委員も、人間の合一形態を「生殖」という生物的事象に矮小化して、物質的事象として政府が管理することを「国民の健康の増進」として肯定する。そして、この場

合の「国民」とは、ひとりひとりの人間としての尊厳に立って考慮しているのではなく、個人の選択を一定認めつつも、国家全体の利益を名目とする国民生活統制、動員の対象にほかならない。⁶³

2.3.5.1.5.3. 52 帝貴「花柳病」予防法案特別委員会（1927）

「性労働」につき、買主特定売買を容認する一方、売主参入制限公的売買について、買主不特定通常商品売買取引同様、不良商品排除に当たっては、不特定買主から不良原因を特定するよりは、売主責任を強化することが現状に適っているとの論が展開される。⁶⁴ ここに社会的合一形態を「性労働」売買に貶める思考が内含されていることは明らかである。

3. 二分属規範下類的自壊過程における良心の燈—「自由の新天地」への希望の原理としての「愛」

WWI 期の二分属規範下各属対関係相互感情の集積的変容に関するエリスら先行研究の如く、利己主義的「女」「男」二属対関係接触・結合欲求を、利己主義的自己保存的生存欲求と共に、自律・自存的なものとなし、無媒介的、非反省的にして、時に、衝動的・衝動的・暴力的であることに人間本性を見るならば、この人間本性は、資本主義よりも古い原始的なるものとして、キリスト教倫理、19 世紀的ブルジョワ社会道德どころで、その現実化を抑えることはできず、「性感染症」猖獗に留まらず、人間は自らの類的自壊を抑止することは不可能と思える。

しかしながら、後発国日本にあつては、西欧資本主義を国家主義的に追従することを志向したものの、西欧国民国家のいわば「国教」たるキリスト教に関しては、前体制徳川政権を引き継いでキリスト教を排除して、古代天皇制を復古的に導入し神道を国教とする国家主義体制であった。従って、WWI 西欧参戦諸国と異なり、キリスト教は日本において、非国教的作因として、国家主義体制への従属、隷属の圧力下、組織、個人において、国家主義に対して正反多様な働きをなす作因の一つであった。

また、19 世紀資本主義発展史における欧米キリスト教宣教が、WWI 期に極まる「根源的・本性的衝動」の顕在化に先駆するものであったとしても、キリスト教の教えとしては、「根源的・本性的」衝動を、人間本性（*natura*）として認めつつも、そのようなありかたを自律・自存として追認・容認して生きるのではなく、人間の「罪」として、「主」（神）にすべてを委ねる信仰をもって、否定・超克を志し、「生まれ変わり」、「新たな生」を生きることを求めるものとも言い得る。これを文化的、心理的「欺瞞」、「隠蔽」と呼ぶにしても、キリスト教信仰に生きる者たちは、利己主義的欲求を否定する生き方を求めるものであるから、「女」「男」二属二分そのものにおいても、そこに働く利己主義的欲求を自律・自存とみなして委ねる生き方を否定するものであり得る。従って、この点においても、日本的近代化の様相として、

キリスト教の働きを再確認する意義がある。

WWI 期西欧参戦国集会的感情変容史の諸表徴の日本における相同性の考察に続き、以下、後発国日本におけるキリスト教の集会的感情変容史上の機能を、利己主義的欲求に対峙するキリスト教倫理 ἀγάπη (agape) の理解とそれと関係する言説の展開を通して考察する。

3.1. 互換可能二語「愛」、「いつくしみ」を通じたキリスト教倫理 ἀγάπη の移入

神の人間に対する関係に相関する人間相互間関係倫理として、利己主義的欲求充足の無媒介性を克服する ἀγάπη 概念の日本語への置換は、16 世紀東アジア圏でのイエズス会の中国文化、日本文化理解、⁶⁵ 近くは、プロテスタント宣教師による聖書翻訳事業、アジア文化理解の基盤に立つものである。⁶⁶

キリスト教倫理 ἀγάπη は、儒教「仁」、⁶⁷ 仏教「愛」、⁶⁸ 二分属規範下各属成員間対関係適用有標「恋」等との対質の下、かかる適用に寡標なる概念としての漢語「愛」ならびに日本語古語「いつくしみ」の理解に基づいて、その派生語を含めて展開された。⁶⁹

「愛」、「いつくしみ」によるキリスト教倫理は、かかる対関係に適用される場合にあっても、人間（「世」）に対する「主」（神）の愛、イエス・キリストの「愛」を基盤とするものであり、人間間相互協同的合一形態の希求としても、それは信仰に先立つ俗世間的利己主義的欲求充足と世間同調圧力への迎合とを超克するものであって、身体的・物理的接触・結合、生物的生殖、労働商品等に貶小化することと対立する生き方である。⁷⁰

3.2. 「自由の新天地」⁷¹ への希望の原理としての「愛」

日本語使用者において（恐らく、社会階層はキリスト教、外国語学習に与る機会のあった層に始まり）、日本語「愛」にも、伝統的交換可能語「いつくしむ」とは異なり、西欧近代語 'love'、'Liebe' 等の翻訳語として、キリスト教倫理 ἀγάπη と二分属規範下対関係適用有標概念との両性格が内包されていた。このことは、国家主義的国民国家形成期に封建主義的地域分断を越えて国家主義的趨勢に関与する形で進んだ自国語統一言語創造過程に関与した明治期日本語辞書編纂者の辞書記述においても確認される。⁷²

以上のような日本語を通じた思考、行動の枠組みにおいて、「愛」並びに「いつくしみ」に託されたキリスト教倫理に直接・間接に影響を受けた言説は、二分属規範下各属成員間対関係合一希求の理念探求を通して、国家主義的国民国家の心身動員体制の諸力に対する抵抗の倫理として、体制の外生的崩壊に至るまで、その系譜を辿ることができる。

例えば、キリスト教精神を知る森有礼は、明治新政府による「男」属長子を基本とする大家族経営を単位とした国民動員体制としての 1871 年戸籍法下、⁷³ 社会倫理の根本にある二分属規範下各属成員合一形態の理念探求において、二属間隷属関係、「性労働」売買の排除、⁷⁴ 「血統」規範乍ら産子人間的権利保護、⁷⁵ 「男」属成員暴力、利己主義的欲求充足の排除、⁷⁶ 産子分業規範乍ら「女」属成員教育（「學術物理の大體」）推進、⁷⁷ 両当事者「同意承諾」に基づ

く平等な対関係契約（「意志」の消失による解消も認める契約）としての合一理念を体する法を提起した。⁷⁸ また、「婚」の「義」とは相互関係性における契約として「相愛」、「相護」、「専念深愛ノ情義」にあることを示した。⁷⁹

また、キリスト者、中村正直は、二分属規範下「母性」分業体制乍ら、「女」属成員胎教目的として、「女」属成員の宗教、道徳、技芸教育を奨励する。⁸⁰ また、「夫婦」関係における、「相敬」、「相愛」と、「教養」における「男女同権」とを説き、両属成員が備えるべき「最も主要なる」徳は、「智」に優る「愛」とする。

また、自由民権運動家、岸田俊子（中島湘煙）は、「同胞姉妹に告ぐ」において、⁸¹ 「男女の間は愛憐（あいれん）の二字をもて尊しとす 恋と云ふも情といふも皆この愛憐の二字に外ならぬことにぞはべる 然れば男女の間は相愛（あひいつく）しみ相憐みて憂きも樂きも相共になしてこそ真の恋とも情とも云ふめれ」（第5編）と述べるように、二分属規範下対関係合一形態について、日本的伝統における「戀」、「情」を「愛憐」、「愛（いつく）しむ」という言葉を以て総括する。またその基盤にある両属各個成員間関係において、「男女同権」（第6編）と述べるように同等の立場に立ったものである。この合一関係は、同時代の「男」属に現実に与えられている特権的私欲充足権利「権柄」（第五編）に対抗して現実化すべき理想として、しかも同時代の西洋文明の現実をも超克すべきものとして（第10編）、提起されている。

また、同時代の二分属規範を越えて、生涯を「人道の罪惡」と戦った福田英子（影山英子）は、⁸² 二分属規範下対関係合一形態について、「交情（あいだ）」（福田（1904）64）、「交情」（同書、97）とも謂い乍ら、「恋」は、当時の「男」属成員に見られる不特定多数に対する利己主義的欲求充足と対立する、「神聖なる」次元のものであり（同書、74）、「愛」もまた、純粹なるものとして「皎潔」なるものであった（同書、74）。自身には、同属であれ異属であれ相互関係にあつては、「純潔なる慈（いつく）しみ」こそ理念として常に課していた（67）。「結婚」もまた、他者媒介下「男」属特権従属「女」属分業受忍という同時代の現実を越えんとするものであった（同書、20-21; 122-124）。英子にとってその合一形態とは「相愛」（同書、123; 124）にあり、「貴賤」、「智愚」に無差別な「愛」のみを原理とするものであり（124）、一時的な感情によらない恒久的な実在であった（124）。

以上に類する言説は外生的体制崩壊に至るまで社会諸分野に迎れる。⁸³ が、他方、二分属規範下における「自由恋愛」の追求において、国家主義的心身動員体制内の世俗的現実に随順し、二分属規範をも超える理念探求を失う現実もあった⁸⁴—「高等結婚媒介所」の如く。⁸⁵

4. 結 語

21世紀に到る資本主義の世界的進歩において、WWI期西欧参戦諸国一般国民動員体制が胎動する性感染症猖獗始め、「外に侵略、内に抑圧」からなる集团的利己主義の自壊傾向は緩解を遂げたか。

内村鑑三は、日本的近代化を排耶的とし、世界を覆う物質的近代化の必然的破滅にとって、キリスト教に解毒剤として働く希望を見たが、⁸⁶ 現実に、日本のキリスト教自身は、国民総動員体制に大半屈した（注 84 をも見よ）。

第 2 次世界大戦後、戦争、武力行使、構造的暴力が、依然世界を覆い続け、国民心身動員体制は狡知を増す。戦闘における心身動員技術も、道徳的心理的障壁を下げる軍事訓練プログラムは進化を遂げている。⁸⁷

「愛」に託された社会的相互合一形態の理念探求は抵抗戦術として現代においてもなお有効性を有するものと考えるが、なお、21 世紀後半に向けた現代世界においては、WWI 期心身動員体制の前提的基盤を、すなわち、人間の「本能」とまで規定される不可避なるものとされ、また、利己主義的欲求充足行動における暴力・衝動と共属的なるものとされた二分属規範そのものを、揚棄することが求められる。⁸⁸

【注】

1. Ellis (1919). なお本稿における『女』『男』二属二分規範」なる用語法の方法論的選択については、瀧 (2020) 1-3 参照。
2. Ellis (1919) ‘War and the Sex Problem’ in: id. (1919) 142-147.
3. *ibid.*
4. Ellis (1919) ‘The Unmarried Mother’ in: id. (1919) 157-174.
5. Hirschfeld (1930).
6. *op.cit.*, I. vii-xx.
7. *op.cit.*, I. 1-28; 169-218.
8. *op.cit.*, II. 225-262.
9. *op.cit.*, II. 1-42.
10. *op.cit.*, II. 263-308; 309-358.
11. *op.cit.*, I. 219-248.
12. *CPGS* (1864) 496-504.
13. *MASCC* (1897).
14. The War Office (1922) Table 1, 237.
15. *op.cit.*, 363.
16. White (1916) 59.
17. *op.cit.* (1916) 59.
18. *op.cit.* (1919) 60.
19. *ibid.*
20. *ibid.*

21. Lord Willoughby de Broke, 2nd April 1919, House of Lords.
22. 山縣 (1880) ; id. (1890); 「日本帝国ノ国防方針」 (1907) ; 安岡 (1962) ; 大山 (1978).
23. 谷 (1871) ; 「徴兵の詔」 (1872) ; 「徴兵告諭」 (1872) ; 「改正徴兵令」 (1889).
24. 元田 (1871) ; id. (1884); id. (1888?); 教學聖旨大意 (1879 年 9 月) ; 教育令改正 (1880 年 12 月 28 日) ; 教育勅語 (1890 年 10 月 30 日) ; 臨時教育會議 [1919].
25. 内閣統計局 『日本帝國統計年鑑』 第 31 回 (1912) ; 第 44 回 (1925).
26. 軍人會圖書部 (1941) 916-917.
27. 横山雅男 (1890) 55 ; 大村 (1883) 16-17.
28. 陸軍省 (1924) 10-11.
29. 「海陸軍刑律」 (1872) 第二編「刑法」; 山縣 (1878) ; 「軍人勅諭」 (1882) ; 山縣 (1889) ; 日本帝国陸軍示達 (1941).
30. 額額 (1992) ; 1938 年 8 月 18 日武漢攻略作戦開始前、第 11 軍司令官岡村寧次宛、波多支隊原田大隊風紀紊乱に関する報告 (松野誠也 (2003) 86 ; 國森 (2008) ; 石川 (1999) 93-94 ; 114-116.
31. 軍人會圖書部 (1941) 924.
32. *ibid.*
33. 川俣 (1906) 481-500 ; 石川 (1999) 72-73.
34. e.g. 石川 (1999) 63-64 (医学士出身兵士、従軍仏僧らの殺戮) ; 67-68 (残忍性) ; 85-86 ; 114-116 (性的衝動・暴力) ; 112-113; see also n. 30.
35. e.g. 第二次世界大戦における欧州戦線仏軍最前線取材記事見出し「豪華酒保は美人が経営」、ならびに関連記事 (ASTM1940032207).
36. 1942 年 6 月 『東京朝日新聞』 「南方から銃後へ」と題する記事群 (ASTM1942062704) における「軍酒保會計係」日本人女性談。山本 (1987) 213-214 をも見よ。
37. ASTM1942062704.
38. 佐々木元勝・元上海派遣軍野戦郵便長 (1937) 「ある部隊本部の慰安所に関する一文」序文 (松野 (2003) 82) ; 石川 (1999) 154 ; 156-158.
39. 日本統計普及協会 (1928) 18-19.
40. *ibid.*
41. 内務省衛生局 (1936) 58.
42. 内閣統計局 『日本帝國統計年鑑』 第 32 回 (1914) 53 ; 第 35 回 (1916) 66-67 ; 第 37 回 (1918) 59-60 ; 第 38 回 (1920) 46-47 ; 第 41 回 (1922) 48-49.
43. 氏原 (1924) ; 樫田 (1927).
44. 『法令全書 明治 29 年』 法律第 89 号 (1896 年 4 月 23 日) ; 『法令全書 明治 31 年』 法律第 9 号 (1898 年 6 月 21 日) .
45. 明治 40 年 (1907 年) 法律第 45 号第 183 条.
46. 瀧川 (1929) 256-257.

47. 届出書式上の区別について、横山初五郎（1900）1-2；5-17.
48. 横山源之助（1898）57-60.
49. 第73回帝國議會衆議院（以下「73帝衆」の如く）「民族優生保護法案委員會議録 第四回」（1938年3月25日）8-9.
50. 90帝衆「帝國憲法改正案委員會議録 第十四回」（1946年7月16日）；92帝衆「日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案外二件委員會議録」第二回（1947年3月12日）；具体的には、最高裁判所事務局民事部（1947）.
51. 90帝貴「帝國憲法改正案特別委員會議事速記録」第二十二號（1946年9月26日）25.
52. 鶴崎（1915）349-350；岩崎（1928）28-30.
53. 宇都宮市（1907）14.
54. 内閣統計局『日本帝國統計年鑑』第31回（1912）.
55. 例えば、愛知県社会課（1927）34-35.
56. *ibid.*
57. *ibid.*
58. 恩賜財團愛育會（1936）2-3.
59. 内閣統計局『日本帝國統計年鑑』第31回（1912）.
60. 愛知県社会課（1927）34-35；エンゲルスの批判的視点（瀧（2020）4）をも見よ.
61. 73帝衆「民族優生保護法案委員會議録 第四回」（1938年3月25日）.
62. そのほか、厚生省予防局民族衛生研究会（1939年（昭和14年）9月30日）「結婚十訓」；国民優生法案（1940）提出理由説明（厚生大臣 吉田茂 貴族院 1940年3月22日（金）『官報』號外（1940年3月23日））.
63. 45帝衆「伝染病予防法中改正法律案外一件委員會議録（速記）第四回（1922年3月13日），12.
64. 52帝貴「花柳病」予防法案特別委員会速記録第2号，192.
65. イエズス会士たちはポルトガル語‘amor’、動詞‘amar’に、二分属規範下対関係適用に有標な場合と無標の場合に分け、前者に、日本語「恋」を対応させ、後者に「愛」、「大切」を対応させ、後者を *ἀγάπη* に対応するものとし、「愛」と「いつくしみ」を交換可能な語として、後代、ヘボンの辞書制作の際の参照を通して、日本語における *ἀγάπη* 理解の基礎を築いたと評せる。*Collegium Iaponicum Societatis Iesu* (ed.) (1595) s.v. ‘diligio’: 「大切に思う」（‘Taixetni vomo’）；「思う」（‘vomo’）；s.v. ‘charitas’；‘caritas’: 「大切」（‘Taixet’）；「懇切」（‘Konxet’）；s.v. ‘amo’；‘amor’: 「大切に思う」（‘Taixetni vomo’）；「大切」（‘Taixet’）；「思い」（‘Vomoi’）。『日葡辞書』（Rodrigues（1603））s.v. 「愛想」（‘Aiso’）：‘Agasalhado’（「よろこび」）；‘amor’；‘affabilidade’（「人好きのする」）；s.v. 「愛別」（‘Aibet’）：‘Amor et apartamento’；s.v. 「愛す」（‘Aixi, suru, ita’）：「いつくしみ、いつくしむ」（‘Yeçucuximi, u’）；‘amimar et mostrar sinaes d’amor’ 「好きなようにさせる、愛の印を示す」；‘Estimar et folgar com alguma cousa que ibe da gosto’ 「大切にする、大事にする」；s.v. 「大切」（‘Taixet’）：‘Amor’；「たいせつにもゆる」（‘Taixetni moyuru’）：‘Arderem amor’（「愛を燃やす」）；「大切をつくす」（‘Taixetuo tçucutu’）；

‘Amar sumarente, ou mostrar grande amor, et agasalhado’; 「大切に存ずる」「大切におもふ」: ‘Amar’; s.v. 「戀」(‘Coi’): ‘Amor ou saudades ruins’; 「戀をする」: ‘Ter amor, ou saudades lascivas’; 「戀ふ」: ‘Amar sensualmente’ [二分属規範下対関係適用有標]。

66. 漢訳聖書成立に貢献した宣教師、メドハースト (Walter Henry Medhurst (1796-1857)) の中国語、韓国語、日本語の研究から、中国伝道において、ἀγάπω、ἀγάπη の訳語として漢語「愛」を用いていたことは、日本語訳を定める上でも一定の役割を果たしたと推測される。Medhurst (1847-1848)), s.v. ‘love’: 「愛」、「好」; ‘to love women’: 「愛色」; 「媾」; 「戀」; ‘to love inferiors’: 「慈」; ‘to love tenderly’: 「戀愛」; ‘charity’ (1Cor. 13 (KJV): 「仁」; Medhurst (1830), s.v. ‘Lust’: 「慾」(‘Yokf’); ‘Love’: 「メクリ」(‘Megfoori’) [「メグミ」]; s.v. 「アイ」: ‘Love’; 「イツクシム」: ‘To love tenderly’; 「イツクシミ」: ‘Kind affectionate’; 「コイシタフ」: ‘To be in love’。漢語「愛」についての同時代日本人の理解は、郁文舎編輯所 (1906), s.v. 「愛」: 「いつくしむ、したしむ、めぐむ、あはれむ、めづ、このむ、をしむ、したふ」[二分属規範下対関係適用寡標] (contrast 「戀」: 「こふ、したふ、こひ」); 芳賀剛太郎 (1914) s.v. 「愛」もほぼ同じ。また、漢訳聖書事例は、ヨハネによる福音書 15 章 9 節、Milne and Morrison (1823) 「如父愛我我如是愛爾」、Karpov (1864) 「如父愛我、并我愛爾、爾宜居我愛」、1872 年版『新約全書』「我愛你們像天父愛我」; ヨハネによる福音書 13 章 34 節、15 章 12 節-13 節、Bridgman and Culbertson (1861)、各々、「我以新誠予爾即爾宜相愛如我曾愛爾爾亦宜如是而相愛」、「爾宜相愛如我曾愛爾然此我誠也 人爲其友而捐已命人無有大於斯愛也」。
67. Rodrigues (1603) s.v. ‘Iin’ (仁)。
68. 宇井 (1938) s.v. 「アイ (愛)」: 「貪り欲する意」「汚染愛」、例、「名利」、「性」対象; 「法喜を以て哀愍する意」「不汚染愛」、「佛菩薩の衆生を哀憐する如き」。熟語「愛恚」、「愛渴」、「愛行」、「愛業」などいずれの場合も「愛」は「貪る」心。
69. ἀγάπη (agape) 理解における「愛」、「いつくしみ」の定着について、ヘボン (Hepburn) の貢献はイエズス会『日葡辞書』(Rodrigues (1603)) の成果を受け継ぐものとして大きい。ヘボン (1867), s.v. 「あいする」: ‘To love’, ‘to regard with affection as a parent or friend’; 「いつくしむ」: 「慈愛」; ‘To Love’; ‘to regard with tenderness, pity, compassion or kindness’; 類義語: 「めぐむ」、「あわれむ」、「慈悲」、「いとおしむ」; 「いつくしみ」: 「愛」; ‘love’, ‘pity’; ‘compassion’; ‘tenderness’; 「いつくし」: 「儼」; ‘austere’; ‘grave’; ‘dignified’; ‘beautiful’ (contrast ‘Koi’ 「戀」: ‘Love (between the sexes)’; ‘brotherly love’); op.cit., s.v. ‘love’: 「あいする」、「かわいがる」、「ちょうあいする」、「いつくしむ」、「このむ」、「すく」、「ほれる」、「れんぼする」、「おっこちる」; ‘love to parents’; ‘love to God’: 「うやまう」; ‘love talk’: 「痴話」; ‘love letter’: 「痴話文」; ‘love song’: 「恋歌」; ‘love sick’: 「恋患い」。また、聖書日本語訳事例、ヨハネによる福音書 15 章 9 節、13 章 34 節、15 章 12 節-13 節、Guetzlaff (1837) 「カワイガル」、Hepburn and Brown (1872) 「いつくしむ」、Bettelheim (1873) 「あいす」、翻訳委員社中 (1878) 「愛す」、明治元訳 (1881) (米国聖書會社 (1881))、「愛す」、高橋 (1897) 「愛す」、ラゲ (1910) 「愛す」。また、讚美歌 (以下参照箇所は讚美歌番号)、奥野撰 (1883) において、ἀγάπη 理解として、「いつくしむ」、「いつくしみ」の適用例、神について、子に対する関係: 16; 23; 31; 39; 47、ひとに対する

関係：43; 44; 62; 70、イエスについて、ひとに対する関係：9; 17; 22; 25; 53; 101、ひとについて、イエスに対する関係：44、人間関係：5; 53; 79; 86; 89、「愛」、「愛す」の適用例、神について、ひとに対する関係：8、イエスについて、ひとに対する関係：24; 26; 46; 47、ひとについて、イエスに対する関係：40。日本基督一致教会と組合基督教会との共同編集『新撰讃美歌』(1890)において、281番詩編 92 の訳として「朝になんぢの愛しみをあらはし」とし、よみを「いつくしみ」とするよう、「愛」、「いつくしみ」は相互互換的に用いられている。例えば、神の ἀγαπή として「いつくしむ」、「いつくしみ」適用例：1; 5; 12; 33; 46; 58; 113; 147; 158; 160; 162; 167; 173; 175; 176; 195; 196; 201; 215; 237; 240; 241（「ひとりのみ子をばたまふほどにひとをいつくしむ」(33)；「われらのかみはよをいつくしみてみ子をくませり」(58)；「かみはいつくしみみ子をたまへり」(59)）、「愛」、「愛す」適用例：15; 25; 30; 31; 44; 45; 54; 55; 115; 122; 142; 144; 146; 174; 222; 232（「かみはあいなり」(55)）、さらに、イエス・キリストの ἀγαπή として「いつくしむ」、「いつくしみ」適用例：78; 82; 87; 54; 110; 137、「愛」、「愛す」適用例：25; 109; 150; 156; 165; 181; 197; 206。

70. 堀田 (1898)、プロテスタント倫理において、二分属規範下一夫一婦制規範を大前提とした上で (91-92)、キリスト者であれば夫婦間、男女間においても平等、対等な関係を形成することが義務であるとするが、実態はキリスト者家庭でも異なると報告する (65-66)。ここで掲げられている夫婦間倫理の理想は、相互に対等で相互に敬して隠し隔てなき関係であって (68)、「相助相愛」であるとされ (67; 92)、この「愛」は二分属規範対関係の利己主義的欲求ではなく、キリスト者間の間柄の倫理であり (38; 41)、根本において神に対する「敬愛」に始まるものである (114-115)。浦川 (1919)、天主公会の信徒に与える倫理において、家庭における人間の中心にあるべき神への愛には、土台において神からの人への愛があり (346-347; 469)、またイエス・キリストの「愛」がある (474)。神の愛は「慈愛」と書かれ「いつくしみ」と読まれている (467)。ひとがひとを愛するとは、神への愛によるものであり (477; 480)、一つとなるとは神とひとつになることである (476)。二分属規範下両属一対関係における欲求は否定されるべきものとして捉えられている (459-461)。

71. 福田 (1904) 43.

72. 大槻 (1889-1891) s.v. 「アイ (愛)」: 「愛 (メ) ズルコト、イツクシムコト、カハユサ」; 「いつくしむ」、「いつくしみ」: (語源「いつくし」: 「イカメシ、オゴソカ (嚴重) ナリ」); 「美 (ウツク) シ、ウルハシ」、「愛 (メ) ズベシ、カハユラシ」 「慈愛」; 「① 愛 (メ) ズ。カハユガル。愛ス。」、「② 恵 (メグ) ム。アハレム。」、「③ 大切ニナス。大切ニ思フ。」 (contrast 「コヒ」、「コフ」: (求めること、願うことを意味する「乞ふ」、「請ふ」からの転か) 「慕 (シタ) ヒ思フ。シノブ。」、「男、女相思フ」)。上田、松井 (1915) s.v. 「愛」: 「かはゆがること。いつくしむこと。めづること。惜しむこと。あはれむこと。」; 英語 'love' の訳語、「或る人に對して、特別にめでいつくしむ心状 (男女間の愛など)。戀愛。」; 宗教語、「神が、我れ等人類を保護しいつくしむ性質」。落合 (1902), s.v. 「あい」: 「愛」; 「かはゆがること」、「したしきおもひ」、「いつくしみ」; 「いつくしむ」: 「憐」; 「愛らしくおもふ」、「大切におもふ」 (contrast 「いろ」 (色): [第 5 義] 「色情におなじ」; 「こひ」: 「戀」; 「こふること」、「れんぼ」; 「こふ」: 「したひおもふ」、「したはしくおもふ」、「しのぶ」)。落合 (1921-

1922), s.v. 「あい (愛)」: 「なさけをかくること」、「いつくしみ」、「情愛」、「慈悲」、「慈愛」; 英語 ‘Love’ の意の一: 「男女のなさけ」、「夫婦のなさけ」、「戀」、「らぶ」; その二: 「神が人類に幸福を與ふること」、「又、人が神を父とし他の人類を兄弟と思ひて敬愛すること」、「信仰、望みと共に基督教三徳の一つ」; s.v. 「愛す」: 「いとほしく思ふ」、「いつくしむ」、「かはゆがる」、「めづ」、「このむ」; 「大切に思ふ」、「大事にす」; s.v. 「いつくしぶ」、「いつくしむ」(「いつくし」語源): 「大切に思ふ」、「愛らしく思ふ」、「めぐむ」、「あはれむ」; 「いつくしみ」: 「いつくしむこと」、「かはゆさ」、「いつくしび」、「慈愛」(contrast 「こふ」(古語、原義「めづること」、「愛すること」)「男女の愛」、「戀愛」、「戀慕」、「男女の交はり」、「交接」)。なお日本語「愛」の語用形成過程の補証は、先行期蘭学者編『江戸ハルマ』(1796), s.v. ‘liefde’: 「愛スル」「相思フ」; 「友ヲ親【シタシ】ム又憐ム友ニ云詞」; ‘liefdebrand’: 「モユル思ヒ、愛慕、戀情ノ炎ナルガ如キ」; ‘liefdeloos’: 「愛欲ノナキ」; 『長崎ゾーフ波留麻』(1816), s.v. ‘liefde’: 「寵愛ス又愛敬」; ‘de liefde van god’: 「天ヨリノ寵愛、又他ヨリノ愛敬」; ‘liefdaadig’: 「慈悲なる」; ‘liefdebrand’: 「戀ヒコガルル」; 堀(1862), s.v. ‘love’: 「愛恋」; ‘love-lorn’: 「愛ヲ失フタル」(元本 Picard(1843) s.v. ‘love’: 蘭語 ‘minnen’、‘beminnen’); Nugnet(1871), s.v. ‘aimer’: 「愛する、好む」; ‘amour’: 「愛情」; ‘affectation’: 「情愛」; ‘affectionner’、‘amignarder’、‘amignoter’: 「愛する」((La Société des Mission Étrangère(1893), s.v. ‘aimer’: 「愛、好、貪」; ‘amour’: 「愛」; ‘affecter’: 「愛」; ‘affection’: 「愛情」); 風祭(1887), s.v. ‘lieben’: 「愛スル。可愛ガル。好ム。戀慕スル。愛慕スル。」; ‘Liebe’: 「愛。愛情。寵愛。戀慕。慈善。仁心。」; 高木、保志(1898), s.v. ‘lieben’: 「愛スル、好ム、嗜ム、寵スル、戀慕スル」、「情ヲ通ジテアル、惚レテイル」; ‘Liebe’: 「愛、愛憐、寵愛、愛情、戀慕、愛人、情人、戀」。

73. 『法令全書』太政官第170号4月4日(布)1871年。

74. 森(1874a)。

75. 森(1874b)。

76. 森(1874c)。

77. 森(1874d)。

78. 森(1875)。

79. 森(1874c)。

80. 中村(1875)。

81. 岸田(1884)。

82. 福田(1904)。

83. 統計学者、横山(1887)、『女學雑誌』(1885-1904)社説「女権伸長に表裏の二途あり」(71(1887)3上)、筆名、坦庵主人「愛のうた」(73(1887)60)、「よろづの物も人の身もつひに壊れとところはにのちの世かけて我が霊とのこるは愛の睦ひなり」)、キリスト教徒、新渡戸(1899)『武士道』「婦人の教育および地位」(矢内原訳(1938)127-147)(西欧個人主義的分断を越えた人格的合一を二分属規範下合一形態の理想とする(138))、内田(1906)(普遍的文学的主题としての「戀愛」、「愛」(138))、平民社、西川(1913)(衝動的利己主義的欲求に抛らぬ人格的責任における義務とし

ての合一形態 (35-41))、小林 (1916) 美文調小説 (同時代「婚姻」制度を越えた対関係理念を主題とする)、新渡戸稲造に師事した東京帝国大学法科出身、石井 (1922) (両属成員実質的平等による合一形態 (50-51))、大橋 (『文藝春秋』編集長、佐々木茂索の連れ合いにして小説家) (1922) (二分属規範下、地上の歴史的文化的に拘束された「婚姻」制度を越えて、利己主義的欲求充足行動を否定する合一形態 (105-111))、賀川 (1924) (生物学的決定論に基づく独断的先取を犯しつつ二分属規範下、対関係合一形態の理念として、永続的人格の対関係として、社会的に承認され、最終的に神の関与によって完結される対関係を「眞の愛」と主張する (101-118))、村田 (1926) (二分属規範下、「理想的戀愛」という物理的の身体的合一に収まらない合一形態、「永遠不死の境涯」(74-75))、女子教育にも携わった文筆家、三宅 (1928) (「媒酌結婚」に対する「戀愛結婚」の選好が当時最年長教育家も思想家にさえ見られると報告 (134-135))、中村 (1939) (二分属規範下対関係合一形態の要件としての「愛」を対関係当事者の心身能力欠損、社会的瑕疵をも越えて相互に共有される何かとして追求)。

84. 国家主義における「愛国」に包摂される「愛」(e.g. 井上 (1881) 428) に対するキリスト者の応答、対質が不十分に留まったことは (e.g. 徳富 (1894) ; 浮田 (1909))、15 年戦争における国家総動員体制に大半のキリスト者が呑み込まれる要因であった。
85. 二分属規範下、「婚姻」そのもの並びに「婚姻」条件としての当事者自由意志への圧力が高まる風潮を受けて、「出遭い」、「交際」の提供を商業化する「高等結婚媒介所」が 1902 年頃から登場する (『東京朝日新聞』広告 (ASTM1902100904) ほか 1904 年 30 回あまり)。女性新聞記者、磯村の当時の取材によれば、教育を受けた女性による需要が一要因である一方、結婚相手選択基準は、「金権社会」を反映して「金」となっていると報告する (磯村 (162) 160-165)。二分属規範下同調圧力により、「婚姻」自体が、さまざまな社会的条件に基づく利害打算の対象として、記号としての諸属性の総合的価値計算として思考する打算的行動枠組みが意識的、前意識的に進んで行く (e.g. 「当世嫁さがし (一) 結婚媒介所」(ASTM1909081906) ; 「見合い二千遍」(ASTE1924102302))。
86. 内村 (1983) 35. 132-133; 152-153.
87. Grossman (1995).
88. 相互協働的社会関係の一形態としての参与者間合一目標現実化過程について (瀧 (2019) 1-2)、社会構造変動と相関するその歴史的展相において、2020 年に立って、二分属規範を揚棄する先にある将来相を展望するに当たっては、本稿で瞥見した抵抗の倫理を参照しつつ改めて論ずることとする。

【参考文献】

- Bettelheim, B.J. (1873) 『約翰傳福音書』 Holzhausen, A.S.
 Bridgman, E.C. and Culbertson, M.S. 『新約全書』 (1861) (美華書局 (上海))
 CPGS: *A Collection of the Public General Statutes Passed in the Twenty-Seventh & Twenty-Eighth Years of the Reign of Her Majesty Queen Victoria 1864*, London, 1864.

- Collegium Iaponicum Societatis Iesu* (ed.) (1595) *Dictionarium Latino Iustianicum ac Iaponicum, Amacvsa* (Japan).
- Ellis, Havelock (1919) *The Philosophy of Conflict and Other Essays in War-Time*, second series, Boston and New York.
- Grossman, D. (1995) *On Killing: The Psychological Cost of Learning to Kill in War and Society*, New York.
- Guetzlaff, Karl F.A. (善徳纂) 訳 (1837) 新嘉坡 : 堅夏書院
- Hepburn, J. C. and Brown, S.R. (1872) 『新約聖書約翰傳』
- Hirschfeld, M. (hrsg.) (1930) *Sittengeschichte des Weltkrieges*, 2 Bde., Leipzig und Wien; id. (1941) *The Sexual History of the World War*, New York.
- Karpov, G. (1864) 『新遺詔聖經』 .
- La Société des Mission Étrangère (1893) *Dictionnaire chinois-français*, Hongkong.
- MASCC: *Memorandum by the Army Sanitary Commission and Correspondence Reading the Prevalence of Venereal Disease among the British Troops in India*, London, 1897.
- Medhurst, W.H. (1830) *An English and Japanese and Japanese and English Vocabulary*, Shanghai.
- (1847-1848) *English and Chinese Dictionary*, 2 vols., Shanghai.
- Milne, William and Morrison, Robert (1823) 『神天新遺詔書』
- Nugnet (1871) 『官許 佛和辭典』 Mission Présbyterienne Américaine.
- Picard, H. (1843) *A New Pocket Dictionary of the English and Dutch Languages*, Zalt-Bommel.
- Rodrigues (1603) *Vocabulario da lingoa de Japam*, Nagasaqui
- 『新約全書』 (1872) .
- The War Office (1922) *Statistics of the Military Effort of the British Empire during the Great War 1914-1920*, London.
- White, Douglas (1916) *Synopsis of the Final Report of the Royal Commission on Venereal Diseases*, London: National Council for Combating Venereal Diseases.
- 愛知県社会課 (1927) 『調査資料 第十二篇 乳児死亡調査』
- AS : 『朝日新聞』 (‘AS’に続いて略号、版、東京版 ‘T’、大阪版 ‘O’、刊時、朝刊 ‘M’、夕刊 ‘E’、発行年月日、掲載頁数)
- 米国聖書會社 (1881) 『新約全書』 横濱
- 「徴兵告諭」 (1872) (由井ら (1989) 67-69)
- 「徴兵の詔」 (1872) (由井ら (1989) 67)
- 『江戸ハルマ』: 稲村三伯、大槻玄沢 (1796) 『波留麻和解』 (F. Halma 原著 *Woordenboek der Nederduitsche en Fransche Taale*, 1708)
- エミール・ラゲ (1910) 『我主イエズスキリストの新約聖書』 公教會
- 福田英子 (1904) 『妾の半生涯』 (頁数は、福田英子 (1958) 『妾の半生涯』 岩波書店 参照)
- 「軍人勅諭」 (1882) (油井ら (1989) 172-177)
- 軍人會圖書部 (1941) 『陸海軍軍事年鑑』

- 芳賀剛太郎 (1914) 『漢和大辞典』 興文社
- へボン (1867) 『和英語林集成』
- 堀達之助 (1823-1894) 編 (1862) 『英和对訳袖珍辞書』
- 堀田達治 (1898) 『基督信徒の義務』 (教文館)
- 翻訳委員社中 (1878) 『新約聖書 約翰傳』 米國聖書會社
- 郁文舎編輯所 (1906) 『漢和大辞林』
- 井上哲次郎 (1881) 『勅語衍義』 山住正己編 (1990) 『教育の体系』 (日本近代思想体系 6) 岩波書店 : 408-446
- 石井満 (1891-1977) (1922) 『愛と女性を中心として』 新生社
- 石川達三 (1999) 『生きている兵隊』 中央公論新社 (初版 1938)
- 磯村春子 (1913) 『今の女』 文明堂
- 岩崎高敏 (1928) 『一家に一冊必要な人事百般の法律知識』 富文館
- 『女學雜誌』 (1885-1904)
- 賀川豊彦 (1924) (『愛の科学』 文化生活研究会)
- 海後宗臣 (1942) 『元田永孚』 文教書院
- 「海陸軍刑律」 (1872) 第二編「刑法」 (由井ら (1989) 180-199)
- 「改正徴兵令」 (1889) (由井ら (1989) 122-129)
- 檉田五郎 (1927) 「独逸國花柳病豫防法」 『中外醫事新報』 1124, 353-361
- 川俣馨一 (1906) 『日露戦争史』 尚文社
- 風祭甚三郎 (1887) 『獨和字彙』 後学堂
- 岸田俊子 (中島湘煙) (1884) 「同胞姉妹に告ぐ」
- 小林栄子 (1916) 『尼になる迄』 須原啓興社
- 額額厚 (1992) 「日中戦争下の軍紀・風紀」 (『軍紀・風紀に関する資料』 額額厚編・解説 (不二出版, 1992.3) (十五年戦争重要文献シリーズ, 第6集))
- 國森康弘 (2008) 『証言 沖繩戦の日本兵—60年の沈黙を超えて』、岩波書店
- 松野誠也 (2003) 「軍紀・風紀からみた日本軍と「慰安婦」問題—一九三九年初頭までの華中戦線を中心に一」 『歴史評論』 640 (2003) 80-96: 86
- 三宅やす子 (1928) 『愛の賛美』 教文社
- 森有礼 (1874a) 「妻妾論」 『明六雜誌』 (「妻妾論ノ一」 8 (1874) 2^v-3^v)
- (1874b) 「妻妾論ノ二」 11 (1874) 4^r-5^v)
- (1874c) 「妻妾論ノ三」 15 (1874) 1^r-2^v)
- (1874d) 「妻妾論ノ四」 20 (1874) 2^v-3^v)
- (1875) 「妻妾論五」 27 (1875) 1^r-3^r)
- 元田永孚 (1871) 「爲學之要」 (海後宗臣 (1942) 『元田永孚』 文教書院 172-174)
- (1884) 「国教論」 (海後 (1942) 202-207)

---- (1888?) 「森文相に對する教育意見書」(海後 (1942) 207-209)

村田豊秋 (1926) 『新しき婦人の修養』博進社

『長崎ブーフ波留麻』: [中山得十郎、吉雄権之助ら] (1816) 『波留麻和解』
内閣統計局 『日本帝國統計年鑑』

内務省衛生局 (1936) 『花柳病豫防ニ關スル調』

中村正直 (1875) 「善良ナル母ヲ造ル説」『明六雜誌』 33, 1^r-3^v

中村武羅夫 (1939) 『愛する者の道』野鳥社

「日本帝国ノ国防方針」(1907) (島貫武治 (1973) 「日露戦争以後における国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷 (上)」『軍事史学』 8-4, 2-16)

日本帝国陸軍示達 (1941.1.8) 『戦陣訓』

日本統計普及協會 (1928) 『時事統計図集』 第二卷第六輯 我國社會問題 下、日本統計普及協會

西川文子 (1913) 『新らしき女の行く可き道』洛陽堂

新渡戸稻造 (1899) 「婦人の教育および地位」新渡戸稻造著 矢内原忠雄訳 (1938) 『武士道』岩波書店
127-147

落合直文 (1902) 『国書大辞典』大倉書店

---- (1921-1922) 『言泉』 3 卷, 大倉書店

大橋房子 (『文藝春秋』編集長、佐々木茂索の連れ合いにして小説家) (1922) 『愛の純一性』アルス

大村励 (1883) 『日本帝國大勢要覽』大阪新報社

大槻文彦 (1889-1891) 『言海』大槻文彦

大山梓 (1978) 「征韓論争と樺太問題」『軍事史学』 14, 2-17.

奥野昌綱撰 (1883) 『改正増補讚美歌』馬場直

恩賜財團愛育會 (1936) 『石川県長野県乳児死亡状況調査』

陸軍省 (1924) 『最新帝國及列強の陸軍』

臨時教育會議 [1919] 『臨時教育會議要覽』

最高裁判所事務局民事部 (1947) 『新旧対照改正民法條文』

『新撰讚美歌』(1890) (阿毛久芳ほか編) (2001) 『新体詩 聖書 讚美歌』(新日本古典文学大系 明治編 12) 岩波書店)

高木甚平、保志虎吉 (1898) 『袖珍獨和新辞林』三省堂

高橋五郎譯 (1897) 『聖福音書』(2 vols.) 天主教會

瀧章次 (2020) 「構造的社會變動と「女」、「男」二属二分規範下相互感情の集積的変容との相関性—イ
ングランド 18 世紀産業革命期における ‘love’ の変容の一断面—」『城西国際大学紀要』 28-7, 1-25.

瀧川幸辰 (1929) 『刑法講義』弘文堂

谷干城 (1871) 「四民皆兵の議」(由井ほか (1989) 47-48)

徳富蘇峰 (1894) 『大日本膨張論』民友社

内田旭 (1906) 『愛之進化』光風館

内村鑑三（1983）『内村鑑三全集』40巻、岩波書店
 上田萬年 松井簡治（1915）『大日本国語大辞典』富山房
 宇井伯寿（1938）『仏教辞典』大東出版社
 氏原佐蔵（1924）「英國の花柳病豫防事業」『中外醫事新報』1097, 45-50.
 浮田和民（1901）「帝国主義の教育」武田清子編（1975）『明治宗教文学全集（二）』筑摩書房：359-387
 浦川和二郎（1919）『基督信者宝鑑』天主堂
 宇都宮市（1907）『宇都宮市統計概要 第2回』
 鵜崎鷺城（1915）『頭を抱へて』興成館
 山縣有朋（1878）「軍人訓戒」（油井ら（1989）162-172）
 ----（1880）「進隣邦兵備略表」（油井ら（1989）279-288）
 ----（1889）「監軍訓令一号」（油井ら（1989）268-276）
 ----（1890）「外交政略論」（山田朗編（1997）『外交資料近代日本の膨張と侵略』新日本出版社：71）
 山本七平（1987）『一下級将校の見た帝国陸軍』文藝春秋社（初版1976）
 安岡昭男（1962）「明治初期の樺太問題と政府要路」『法政史学』15, 182-196
 横山源之助（1898）『日本の下層社会』岩波書店（1949年版）
 横山初五郎（1900）『一般人民心得之規則諸願届申請書式』横山初五郎
 横山雅男（1887）『婚姻論』女学雑誌社
 ----（1890）『日本統計要覧』経済統計社
 由井正臣、藤原彰、吉田裕（1989）『軍隊 兵士』（日本近代思想大系4）岩波書店

後記：本稿提出時（2020年9月）、吉見義明（2019）『買春する帝国—日本軍「慰安婦」問題の基底』（岩波書店）を参照し得なかったのは本稿の大きな欠である。しかし、同書、109頁、松山常次郎（鈴木範久監修（2020）『日本キリスト教歴史人名辞典』同項参照）、158頁、増田甲子七、120頁、群馬県廃娼決議（前掲辞典「湯浅治郎」、「湯浅初子」の項参照）等の記事に言及されていない戦前キリスト者の働きの一部を多少なり粗雑な歴史分析ながら論じ得たことをもって読者に寛恕を庶幾う所である。（2020年クリスマス記）

A Collective Modification of the Affection under the Social
Code of the Division between the Sections Female and Male:
A Comparative Study on the Nation-State's Mental and Physical National
Mobilization in the Western Countries Participant in the First World War
and the Pre-Second-World-War Japan

Akitsugu Taki

Abstract

A collective modification of the affection under the social code of the division between the sections males and females underwent in the pre-Second-World-War regime of Japan analogously in factor to that which underwent in the Western countries participant in the First World War, a consequence of the conflicts among those modern nation-states mobilizing and consuming the mind and the body of their country people in the development of capitalism. Christian ethic, although an unresistant factor in those European countries with Christianity as a national religion, worked in Japan, a country with an anti-Christian tradition, and could work elsewhere in future, as a restraint.

Key words: the First World War; Japan; a history of affection; female; male